

令和6年

## 三好市教育委員会2月定例会

日時 令和6年2月21日(水)午後2時00分  
場所 三好市教育委員会 1階会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和6年三好市教育委員会2月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和6年三好市教育委員会2月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第4号 三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

第5号 三好市西祖谷交流学习施設条例を廃止する条例について

第6号 専決処分の報告について

第7号 令和5年度2月補正予算案について

第8号 令和6年度三好市一般会計予算案について

第9号 三好市西祖谷交流学习施設条例施行規則を廃止する規則について

第10号 三好市教育振興計画の答申について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和6年1月24日 ～ 令和6年2月20日

行 事 名	開 催 月 日	場 所	備 考
教職員組合人事異動要望	1/24	教育委員会室	
教育振興計画第3回審議会	1/29	総合体育館	※
教職員人事異動二次面接	2/1	教育委員会室	
学校長人事ヒアリング	2/5・6	〃	※
教職員人事異動三次面接	2/16・19	〃	※
市民大学講座閉講式	2/17	総合体育館	
三好市防災会議	2/21	保健センター	

## 【行事予定】

かずら橋架けかえ竣工式	2/23(金)	10:00	西祖谷
2月定例議会開会	2/26(月)	10:00	本庁
庁議	2/27(火)	15:00	本庁
議会(一般質問)	3/4(月)5(火)6(水)	10:00	本庁
教職員人事異動内申確認	3/6(水)	18:00	教育委員会室
中学校卒業式	3/8(金)～9(土)	9:30	各中学校
教職員人事異動調印	3/8(金)	14:00	教育長室
議会(文教厚生委員会)	3/11(月)	10:00	本庁
幼・小・中学校長会	3/12(火)	16:00	教育センター
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/14(水)～15(金)	9:00	各幼稚園・小学校
人事異動内示	3/15(金)		
議会(閉会)	3/19(火)	10:00	本庁
臨時教育委員会	3/7(木)	16:00	教育委員会室
奨学生選考委員会	3/21(木)	14:00	〃
定例教育委員会	〃	14:30	〃

議案第4号

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

令和6年三好市議会2月定例会議に提出される三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会

教育長 竹内 明裕

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例案

(省 略)

議案第 5 号

三好市西祖谷交流学習施設条例を廃止する条例について

令和 6 年三好市議会 2 月定例会議に提出される三好市西祖谷交流学習施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

三好市教育委員会

教育長 竹内 明裕

三好市西祖谷交流学習施設条例を廃止する条例案

(省 略)

議案第6号

専決処分の報告について

令和6年三好市議会2月定例会議に提出される専決処分の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

専決処分の報告について  
(省略)

## 議案第7号

### 令和5年度2月補正予算案について

令和6年三好市議会2月定例会議に提出される令和5年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 補正予算内容  
(省略)

議案第8号

令和6年度三好市一般会計予算案について

令和6年三好市議会2月定例会議に提出される令和6年度三好市一般会計予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に限る。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

令和6年度三好市一般会計予算案（歳入歳出のうち教育に関する事務に係る部分に限る。）

（省 略）



議案第9号

三好市西祖谷交流学習施設条例施行規則を廃止する規則について

三好市西祖谷交流学習施設条例施行規則を廃止する規則について次のように定める。

令和6年1月23日提出

三好市教育委員会教育長

竹内 明裕

三好市西祖谷交流学習施設条例施行規則を廃止する規則

三好市西祖谷交流学習施設条例施行規則（平成18年三好市教育委員会規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○三好市西祖谷交流学習施設条例施行規則

平成18年6月30日

教育委員会規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市西祖谷交流学習施設条例(平成18年三好市条例第256号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、三好市西祖谷交流学習施設(以下「交流学習施設」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 交流学習施設の使用時間は、午前8時から午後10時までとする。宿泊における使用は、土・日・祝日とする。ただし、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)において必要と認めた場合は、規定以外においても使用することができる。

(休館日)

第3条 交流学習施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から1月3日まで
- (2) 前項に定めるほか教育委員会が必要と認めた日

(使用の申請)

第4条 条例第4条の規定により交流学習施設を使用しようとする者は、その1週間前までに、三好市西祖谷交流学習施設使用許可申請書(別記様式)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可等)

第5条 教育委員会は、前条の規定により提出された申請書を審査より支障がないと認めたときは、三好市西祖谷交流学習施設使用許可書(別記様式)を当該申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、提示しなければならない。

3 使用者が使用許可の取消しを受けようとするとき又は申請書の記載事項の変更については、三好市西祖谷交流学習施設使用変更許可申請書(別記様式)に三好市西祖谷交流学習施設使用許可申請書を添えて提出し、承認を受けなければならない。

(使用者の厳守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設以外へ立ち入らないこと。
- (2) 営利を目的とした事業を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において飲食し、若しくは喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた物品等を移動しないこと。
- (5) 常に電力節減と時間励行に留意し、施設の保全と環境美化に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に指示した事項に従うこと。

(入場の禁止)

第7条 教育委員会は、交流学習施設の秩序を乱し、若しくは他の使用者に迷惑を及ぼし、又これらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命ずることができる。

(損壊の報告)

第8条 交流学習施設を損壊し、又は滅失した者は、教育委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、交流学習施設に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

別記様式(第4条、第5条関係)

<p>三好市西祖谷交流学習施設使用(変更)許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三好市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり施設を使用したいので申請します。</p>	
使 用 月 日	年 月 日 年 月 日～ 月 日
使 用 目 的	
使 用 施 設	1 会議室      2 宿泊
使 用 人 数	
使 用 料	
<p>三好市西祖谷交流学習施設使用(変更)許可書</p> <p>上記の申請のとおり使用(変更)を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三好市教育委員会</p>	

議案第10号

三好市教育振興計画の答申について

第2期三好市教育振興計画後期計画に伴う答申については、これを承認する。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

答申内容

別紙のとおり

令和6年1月29日

三好市教育委員会  
教育長 竹内明裕 殿

三好市教育振興計画審議会  
会長 大泉真二郎



第2期三好市教育振興計画後期計画について（答申）

本審議会は、令和5年10月4日付け三好市教学第1165号で諮問のありました、第2期三好市教育振興計画後期計画について、計画（案）を取りまとめ、ここに答申します。

また、答申した事項について、着実に実行されますことを要望いたします。